

令和3年度

琉球大学大学院法務研究科
(法科大学院)

学生募集要項

(転入学)

琉 球 大 学

本転入学制度は、入学定員に欠員がある場合に、他の法科大学院に在学中の者を対象に、本研究科への転入学を希望している者を受け入れていくための制度です。

◆性の多様性の尊重について◆

※琉球大学法科大学院は LGBTQ を含む性の多様性／全ての学生、教職員の SOGIESC*を尊重します。学修環境への配慮に努めるほか、学生への性の多様性に関する教育、全教職員への性の多様性に関する研修も実施しています。

※性別違和等で通称使用を希望する場合は、「琉球大学における学生の通称名等の使用に関する規程」も利用できます。入学式前にご相談ください。診断書は不要です。在学中でも対応します。

※入学志願票、受験票、志願者整理票の性別欄は、統計のためのみに使用いたします。自認する性別を記載していただいても構いません。また、性別を記載しなくても構いません。

*SOGIESC とは：

Sexual Orientation, Gender Intity and Expression, and Sex Characteristics のことです。

Sexual Orientation：好きになる性、性的指向

Gender Identity：自認する性

Gender Expression：表現する性、仕草や服装、言葉遣い等

Sex Characteristics：身体の性的特徴

SOGIESC は全ての人がもっているものです。本来、全ての人の SOGIESC が尊重されるべきですが、現在の日本では特に LGBTQ の人々の SOGIESC が尊重されないことが多いので、特記しています。

1. 募集人員

若干名

2. 転入年次

転入前に在学した法科大学院における在学年数および修得単位数に応じて、本研究科の2年次または3年次への転入を認めます。

転入前に在学した法科大学院において修得した単位は、2年次への転入を認められた者については36単位を限度に、また3年次への転入を認められた者については72単位を限度に、本研究科において修得したものと読み替えます。

3. 出願資格

(1) 2年次への転入を志願する者の出願資格

- ① 他の法科大学院に在籍し休学期間を除いて1年以上在学している者（注1）、または令和3年3月末までに休学期間を除いて1年以上在学見込みの者で、本学大学院法務研究科規程別表（第9条関係）に掲げる本研究科第1年次配当科目に相当する科目を合計22単位以上修得又は修得見込みの者

- ② 法律基本科目群に配置される本研究科第1年次配当の授業科目に相当する科目について履修した単位にかかる GPA が 1.6 以上であること（注2）
- (2) 3年次への転入を志願する者の出願資格
- ① 他の法科大学院に在籍し休学期間を除いて2年以上在学している者（注1）、または令和3年3月末までに休学期間を除いて2年以上在学見込みの者で、本学大学院法務研究科規程別表（第9条関係）に掲げる本研究科第1年次配当科目及び第2年次配当科目に相当する科目を合計58単位以上修得又は修得見込みの者
- ② 法律基本科目群に配置される本研究科第1年次及び第2年次配当の授業科目に相当する科目について履修した単位にかかる GPA が 1.6 以上であること（注2）

（注1）令和3年3月までに他の法科大学院を修了見込みの者は除く。

（注2）成績評価に係る評価点は、AまたはA相当＝4、BまたはB相当＝3、CまたはC相当＝2、DまたはD相当＝1、FまたはF相当＝0とする。

※ 上記の出願資格を具備しているか否かは出願資格に基づき当法務研究科が判定しますが、具備していないと判定した場合は検定料を返還します。なお、転入学する学年を指定せずに志願するという形での出願も可能ですが、その場合には、いずれの出願資格も満たさない場合に限り、検定料を返還します。検定料の返還方法については、「5. 検定料について」をご覧ください。

4. 出願手続および出願書類等

出願書類を提出する際には、不備がないよう確認し、本研究科所定の封筒に入れて、**書留郵便**で送付してください。なお、直接持参する場合の受付時間は、8:30 から 17:15 までとします。ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしません。

(1) 出願期間

令和3年1月5日(火)～1月12日(火)【当日消印有効】

※ 窓口での受け付けは、1月12日(火) 17:15 まで

(2) 出願に必要な書類等

出願書類等	摘要
① 転入学志願票・履歴書	本研究科所定の用紙に記入すること。
② 受験票・写真票	本研究科所定の用紙に記入すること。
③ 志願理由書	A4横書き1～2枚(1600字以内)、ワープロ又はパソコンで作成したもの。

④ 在学証明書	在学期間が証明できるもので、在学する法科大学院が作成し、出願日の1か月以内に交付されたもの1通
⑤ 成績証明書	在学する法科大学院が作成し、出願日の1か月以内に交付されたもの1通
⑥ 在学する法科大学院の要覧(便覧)又はその写し	授業概要、単位、授業時間、授業開設時期などが明示されたもの
⑦ 在学する法科大学院の研究科長の許可書	琉球大学法科大学院への転入学を志願することに対する許可書(任意様式)

(3) 出願に関する注意

- ① 出願書類の受付後、提出書類の差し替え、返却及び記載事項の変更は認めません。
- ② 出願書類に記入もれ、その他不備がある場合は受け付けません。
- ③ 出願書類の偽造や内容の改ざん、記載と相違する事実が発見された場合は、入学後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- ④ 志願者全員に「受験票」及び選抜試験の日程等を示した「選抜試験受験要領」を令和3年2月1日(月)に送付します。上記送付日より1週間経過しても到着しない場合は、法科大学院係へお問い合わせ下さい。

(4) 出願書類の提出先および出願・試験に関する問合せ先

琉球大学人文社会学部法科大学院係 (文系総合研究棟1階 事務室)

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

TEL: 098-895-8091 FAX: 098-895-8187

E-mail: hbhkdak@acs.u-ryukyu.ac.jp

Webサイト: <http://web.law.u-ryukyu.ac.jp/>

5. 検定料について

検定料 30,000円 (別添「検定料振込書」を使用してください)

検定料振込期間

令和3年1月5日(火) ~ 1月12日(火)

(1) 振込方法

- i) 検定料振込書の※印欄を黒のボールペンで正確に記入してください。
《依頼日、入学志願者氏名(フリガナ)、住所、電話番号、振込先(枠内に○印)》
- ii) 金融機関(銀行等)の窓口で振込み、ATM(現金自動預払機)は使用しないでください。
- iii) 振込手数料については、志願者本人負担となります。
- iv) 金融機関窓口から「検定料納付証明書(大学用)」を受け取る際は、取扱金融機関収納

印を確認してください。

- v) 「検定料納付証明書（大学用）」は出願書類に同封して提出してください。

※ この募集要項添付の「検定料振込書」が使用できない場合は、各金融機関備付の振込依頼書で振込んでください。

振込依頼人氏名は、先に募集区分（法務研究科は 811）、次に志願者本人氏名としてください。

例) 811 タイカク タロウ

振込先口座、金額及び募集区分は「検定料振込書」で確認してください。

受領書の写しを「検定料納付証明書（大学用）」の代わりに提出してください。

(2) 留意事項

- i) 検定料が振込まれていない場合、「検定料納付証明書（大学用）」が出願書類に同封されていない場合、「検定料納付証明書（大学用）」に取扱金融機関収納印がない場合は、出願書類を受理しません。
- ii) 既納の検定料は次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。
- ア. 検定料を振込んだものの、出願しなかった場合（出願書類を提出しないまま出願期間が終了したり、書類不備等により出願書類が受理されなかった場合）
 - イ. 誤って検定料を二重に振込んだ場合
 - ウ. 特例措置対象者（「13. 特例措置」を参照）が検定料を振込んだ場合。
 - エ. 出願資格を満たさない場合

※上記（ア・イ）に該当する場合は、本募集要項添付の「返還金払戻請求書」に必要事項を記入し、払い戻しの理由を選択、氏名欄へ押印のうえ、「検定料納付証明書（大学用）」を同封して下記へ送付してください。

※上記（ウ）に該当する場合は、返還手続（「13 の（3）申請の方法を参照」）を行ってください。

※上記（エ）に該当する場合は、出願資格審査結果を通知する際に同封する「返還金払戻請求書」に必要事項を記入し、下記へ送付してください。

送付期限：令和3年3月31日（水）

送付先：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学財務部経理課収入・支出係 TEL：098-895-8058

注1 封筒には「返還金払戻請求書在中」と朱書きしてください。

注2 返還は銀行振込で行います。保護者名義口座の場合は必ず続柄も明記してください。ゆうちょ銀行口座を指定する場合は、振込用の店名・店番・預金種目・口座番号を明記してください。返還には請求書受理後2～3か月程度かかります。

6. 選抜方法

- (1) 記述式の法律科目試験は実施せず、口頭試問および面接試験を実施します。
- (2) 口頭試問は、公法系（30分）・民事系（45分）・刑事系（30分）について実施し、当該転入年次の共通的到達目標に達しているか否かを判定します。
- (3) 面接試験は口頭試問とは別に実施します（約20分）。
- (4) 口頭試問の得点は公法系20点満点、民事系30点満点、刑事系20点満点、面接試験の得点は30点満点。提出書類の得点は10点満点でそれぞれ評価して、総合得点（110点満点）により

選抜します。

- (5) 口頭試問の3科目のうち1科目でも著しく低い点数の科目があったとき、あるいは、面接試験の点数が著しく平均点を下回ったときは、総合点のいかんにかかわらず、不合格とすることがあります。

7. 試験日時

令和3年2月12日(金)

9:00 集合, 9:30 試験開始 (詳細は出願期間終了後に通知します)

8. 試験場

琉球大学 (詳細は出願期間終了後に受験者に通知します)

9. 合格発表

令和2年3月1日(月) 15:00

琉球大学法科大学院ホームページ上で行います。

10. 入学手続

令和2年3月5日(金) ~ 3月8日(月)

詳細については、合格者あてに別途通知します。

11. 受験時における合理的配慮等について

本学の選抜試験志願者で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第1号に定める障害者〔身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であつて，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。〕で，受験時に合理的配慮を必要とする志願者は，あらかじめ本学障がい学生支援室に申請してください。

なお，合理的配慮の内容によっては対応に時間を要する場合がありますので，できる限り早めに申請してください。

また，上記申し出に基づき書面による相談が必要となった場合は，以下によってください。

○申請方法

本学指定の様式「受験時における合理的配慮申請書」を令和3年1月12日(火)までに障がい学生支援室へ提出してください。障がい学生支援室が必要と判断した場合は，本学において志願者，保護者又はその立場を代弁し得る出身学校担当者等との面談等を行います。（「受験時における合理的配慮申請書」の様式は，本学障がい学生支援室ホームページ(<http://g-support.std.u-ryukyu.ac.jp/>)「支援を希望される皆さまへ」からダウンロードできます。また，上記以外で疾病・負傷等により，受験時に特別な配慮を必要とする者も，各試験日程の試験日1か月前までに本学障がい学生支援室に電話，FAX又はメールでご相談ください。

連絡先：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人琉球大学 障がい学生支援室

電話：(098)895-8750 FAX：(098)895-8791

E-mail：g-support@acs.u-ryukyu.ac.jp

12. 入学料及び授業料

入学料は銀行振込となります。詳細は「入学者心得」でお知らせします。

入学料 282,000 円 (予定)

授業料 前期分 402,000 円 (年額 804,000 円) (予定)

(注)

- (1) 上記については予定額であり、入学時及び在学中に金額の改定が行われた場合は、改定時から新たな金額が適用されます。
- (2) 授業料の納入については、本人の申し出により前期分の納入の際に後期分も合わせて納入することができます。
- (3) 入学料の免除又は徴収猶予、あるいは授業料の免除を希望する者（対象者については、合格者に送付する「入学者心得」で詳しく説明します。）は所定の免除申請手続きを行うことにより、免除又は徴収猶予の可否が決定されるまでの間、入学料又は授業料の納付が猶予されます。

13. その他経費

入学時には、入学料及び授業料とは別に、学研災付帯賠償責任保険・法科大学院教育研究賠償責任保険(略称：法科賠・Lコース)への加入保険料が必要です。

保険料(2ヶ年分：5,030 円, 3ヶ年分：7,520 円) (予定)

この保険には、本研究科の全学生が加入することとなっています。詳細は「入学者心得」でお知らせします。

14. 災害等により被災した令和3年度琉球大学入学者選抜試験志願者の検定料の取扱いについて

琉球大学では、令和3年度大学院入学者選抜に関して、被災者の経済的負担を軽減することにより、受験の機会を確保するため、以下のとおり特例措置を実施することとしましたのでお知らせします。

(1) 措置内容

検定料(30,000 円)の免除

(2) 免除の対象者及び出願書類

対象者	必要書類
① 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風15号・19号における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者	
ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合	り災証明書
イ 主たる家計支持者が死亡、又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類
② 居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者	被災証明書

(3) 申請の方法

本学所定の様式（検定料免除申請書）に、り災証明書等を添えて、出願書類とともに同封のうえ提出してください。

なお、申請する場合は、「検定料」を振込まないでください。すでに納付した検定料の返還を希望する場合は、本学所定の様式（返還金払戻請求書）に、り災証明書等を添えて人文社会学部法科大学院係へ申請してください。申請後、検定料を返還します。

返還金払戻請求書の送付期限は、令和3年3月31日（水）までとします。

提出先

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学 人文社会学部 法科大学院係
TEL：098-895-8091（直通）